

第 7 回消費者契約法評価検討委員会資料

1. 情報提供義務	2
2. 適合性原則	5 1
3. 不招請勧誘	9 0
4. 困惑類型（消費者契約法第 4 条第 3 項）	1 1 7

○消費者基本計画（平成 17 年 4 月閣議決定）

消費者契約法の見直しについては、「消費者契約法施行後の状況について分析・検討するとともに、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則等について、幅広く検討する」こととされ、「平成 19 年までに一定の結論を得る」と整理されている。

[具体的施策] (2) 選択の機会の確保 ①消費者契約の適正化等（抜粋）

項目	具体的施策	担当省庁	実施時期
消費者契約に関する 情報提供	消費者取引におけるルールを幅広く検討するなかで、 <u>情報提供義務のあり方等についても検討を加える。</u>	内閣府	平成 19 年までに一定の結論を得る。
執拗な勧誘	消費者取引におけるルールを幅広く検討するなかで、 <u>不招請勧誘に対する規制のあり方についても検討を加える。</u>	内閣府	平成 19 年までに一定の結論を得る。
消費者の特性に応じた勧誘	消費者取引におけるルールを幅広く検討するなかで、 <u>適合性原則のあり方についても検討を加える。</u>	内閣府	平成 19 年までに一定の結論を得る。
消費者契約法の見直し	消費者契約法施行後の状況について分析・検討するとともに、 <u>消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則等について、幅広く検討する。</u>	内閣府	平成 19 年までに一定の結論を得る。